

令和7年度 市民税・県民税申告の手引き

- 市民税・県民税申告書（以下、申告書）は、市民税・県民税及び国民健康保険税の課税資料となります。「申告が必要な方」に当てはまる場合、申告書を提出しないと所得課税（非課税）証明書等が正しい内容で発行されない場合がありますので、ご注意ください。
- 申告期限の令和7年3月17日（月）を過ぎてから申告されると、当初課税までに処理が間に合わない可能性があります。あらかじめご了承ください。
- 申告書の提出の際、控除額の計算方法等が不明の場合は、添付されている根拠資料を税務課で確認しますので、記入を省略しても構いません。
- なお、文中にある「昨年中」は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までを指すものです。

申告が必要な方

- 昨年中に事業、不動産、農業、雑所得（公的年金以外）などの所得があった方
- 昨年中の収入が給与のみの方（勤務先から給与支払報告書が市へ提出される方を除く）
- 昨年中の収入が公的年金のみで、社会保険料控除や医療費控除などを追加する方
- 昨年中に収入がなく、生計を一にする親族の税法上の扶養親族になっていない方
- 昨年中の収入が非課税収入（遺族年金、障害年金、失業給付など）のみの方

1～3に該当する方のうち、確定申告をされる方は、市民税・県民税の申告は不要です。

医療費控除の注意点

領収書や医療費通知のみでは申告できません。必ず、「医療費控除の明細書」に昨年中の医療費をまとめてから提出をお願いします。なお、領収書は自宅で5年間保存、医療費通知は医療費控除の明細書に添付して下さい。

国民健康保険に加入している方へ

国民健康保険税額を正しく算定するため、世帯主又は加入者の方で「申告が必要な方」に該当する場合は、申告をしてください。昨年中に収入がなかった場合や、扶養親族になっていた場合でも申告は必要です。申告書の表面「17所得がなかった方の記載欄」に状況などを記入して提出してください。

申告に必要な書類

- 昨年中の所得金額が分かるもの
 - 源泉徴収票（給与及び年金所得者）
 - 収支内訳書（事業所得者）
 - 保険会社等の証明書（個人年金等の受給者）
 - 報酬等の支払調書（報酬を受けた方等） など
- 昨年中の控除金額が分かるもの
 - 医療費控除の明細書（医療費控除を受ける方）
※様式は国税庁ホームページをご確認ください
 - 保険料の控除証明書
（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金保険、生命保険、地震保険など）
 - 扶養親族の所得が分かるもの（源泉徴収票など）
 - 障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書（障害者控除を受ける方）
※障害者控除対象者認定書は市長寿課で発行
 - 学生証、在学証明書（勤労学生控除を受ける方）
 - 寄附金の受領証明書
※ふるさと納税のワンストップ特例を申請している方でも、申告書の提出をする場合は添付が必要
- 本人確認書類
 - 申告者のマイナンバーカードの写し又は
 - 番号確認書類（マイナンバー記載有の住民票写し等）及び身元確認書類（運転免許証等）

1. 収入金額等（ア～シ）及び2. 所得金額（①～⑪）の解説

種類	内容	
	収入金額	所得金額
営業等 （ア・①）	販売業、サービス業、外交員、大工等の事業から生ずる所得	
	昨年中に収入となることが確定した金額	収入金額－必要経費
農業 （イ・②）	農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得	
	昨年中に収入となることが確定した金額	収入金額－必要経費
不動産 （ウ・③）	地代、家賃、賃地などによる所得	
	昨年中に収入となることが確定した金額	収入金額－必要経費
利子 （エ・④）	預貯金、公社債投資信託、貸付信託などの分配金による所得	
	昨年中の受取が確定した金額で、所得税の源泉徴収前の金額	収入金額＝所得金額
配当 （オ・⑤）	法人から受ける利益の配当、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等投資信託を除く）の収益の分配金などの所得	
	昨年中の収入が確定した金額で、所得税の源泉徴収前の金額	収入金額－元本取得のために要した負債の利子
給与 （カ・⑥）	給与、賞金及び賞与などの所得	
	昨年中の収入が確定した金額で、手取りではない総支給額	収入金額－給与所得控除額（表1参照）
雑 （クケ・⑦⑧⑨）	公的年金等、著述家以外の人が受ける原稿料や印税、金融業者以外の人受ける賞金の利子、生命保険契約等に基づく年金等の所得	
	昨年中に収入となることが確定した金額	公的年金等：収入金額－年金所得控除額（表2参照）
		公的年金等以外：収入金額－必要経費
総合譲渡 （コサ・⑩）	土地、建物等以外の資産（書画、ゴルフ会員権等）の譲渡による所得	
	昨年中に収入となることが確定した金額	保有期間5年以内：収入金額－取得費等－特別控除最大50万
		保有期間5年超：（収入金額－取得費等－特別控除最大50万）×0.5
一時 （シ・⑪）	賞金、懸賞当選金、生命保険の満期返戻金や一時金などの所得	
	昨年中に収入となることが確定した金額	総合譲渡と併せて、申告書裏面10欄で計算 ※特別控除最大50万

表1 給与所得の計算

A：給与収入金額	円	
申告書の「1. 収入金額等」の「カ」の金額を転記して下さい。		
A：給与収入金額	給与所得	
～550,099	0	
551,000 ～1,618,999	A-550,000	
1,619,000～1,619,999	1,069,000	
1,620,000～1,621,999	1,070,000	
1,622,000～1,623,999	1,072,000	
1,624,000～1,627,999	1,074,000	
1,628,000～1,799,999	A÷4	×2.4+100,000
1,800,000～3,599,999	千円未満の →B	B ×2.8-80,000
3,600,000～6,599,999	端数切捨	×3.2-440,000
6,600,000～8,499,999	A×0.9-1,100,000	
8,500,000～	A-1,950,000	
※給与収入が850万円を超える方、給与所得と公的年金等に係る雑所得が両方ある方は、表3 所得金額調整控除もご確認下さい。		

表3 所得金額調整控除

①給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合は、16「所得金額調整控除に関する事項」に記入し、給与所得金額から次の計算式で算出された金額を控除して下さい。 ・納税義務者本人が特別障害者に該当する ・23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する → {給与収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円} ×10%	
②給与所得控除後の給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方があり、両方の所得の合計が10万円を超える場合は、給与所得金額から次の計算式で算出された金額を控除して下さい。 → 給与所得控除後の給与所得金額（上限10万円）＋公的年金等に係る雑所得金額（上限10万円）－10万円	

令和6年分申告会場のお知らせ

受付場所	受付期間	受付時間	お知らせ
知多市役所 （3階大会議室）	2月10日（月）～3月17日（月） （土・日・祝日を除く）	午前9時～午前11時 午後1時～午後4時	2月9日（日）までは市役所での申告相談は開催しませんのでご注意ください。
東部まちづくりセンター （1階会議室1）	3月5日（水）・3月6日（木）	混雑具合により、午前11時前にお越しになった方でも、午後の受付になる場合があります。	確定申告の受付に関する詳細は、広報ちた2月号に掲載予定です。
岡田まちづくりセンター （1階会議室1）	3月7日（金）		
旭まちづくりセンター （1階会議室1）	3月12日（水）・3月13日（木）		

⑫社会保険料控除〈控除額＝支払額〉

昨年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、厚生年金保険料、国民年金保険料など）を支払った場合に控除が受けられます。

※生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る給与・年金から天引きされているものは、申告者の控除の対象にはなりません。

⑭生命保険料控除〈控除額＝下表のとおり〉

昨年中に本人が、保険金等の受取人の全てを本人、配偶者又はその他の親族とする生命保険契約等及び介護医療保険契約等、又は受取人の全てを本人又は配偶者とする個人年金契約等の保険料又は掛金を支払った場合に控除が受けられます。

〈生命保険料控除額〉一般保険料:A、介護医療保険料:B、個人年金保険料:Cを下表に当てはめて計算した額		
旧契約	A・Cそれぞれの合計額	控除額
	～15,000	支払った保険料の全額
	15,001～40,000	(A又はC)×0.5+7,500
	40,001～70,000	(A又はC)×0.25+17,500
	70,001～	35,000
新契約	※控除限度額 控除額A+控除額C=70,000	
	A～Cそれぞれの合計額	控除額
	～12,000	支払った保険料の全額
	12,001～32,000	(A,B又はC)×0.5+6,000
	32,001～56,000	(A,B又はC)×0.25+14,000
	56,001～	28,000
※控除限度額 控除額A+控除額B+控除額C=70,000		
新契約と旧契約の両方について、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合の限度額は、それぞれ28,000円		

⑮地震保険料控除〈控除額＝下表のとおり〉

昨年中に地震保険（特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分）の保険料又は掛金を支払った場合に控除が受けられます。

〈地震保険料控除額〉地震分:A、旧長期損害分:Bの各保険料の計を下表に当てはめて計算した額		
A	支払った保険料	控除額
	全額をA	A×0.5(最高25,000円)
B	～5,000	全額
	5,001～15,000	B×0.5+2,500
	15,001～	10,000
※控除限度額Aの控除額+Bの控除額=25,000が上限		

⑯寡婦控除	⑰ひとり親控除
寡婦控除 〈控除額26万〉	前年の合計所得金額が500万円以下で、①夫と離婚後再婚せず、扶養親族を有する②夫と死別後再婚していない③夫が生死不明のいずれかの要件を満たす場合に控除が受けられます。
ひとり親控除 〈控除額30万〉	前年の合計所得金額が500万円以下で、現に婚姻をしていない又は配偶者が生死不明の方のうち、扶養親族である子を有する場合に控除が受けられます。

※上記の要件に加え、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない方が対象となります。

⑱勤労学生控除〈控除額＝26万〉

本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒などで、昨年中の合計所得金額が75万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得金額が10万円以下の場合に控除が受けられます。

計算方法等が不明な項目は、記入を省略しても構いません。（税務課で添付資料を確認します）

1. 収入金額等及び2. 所得金額の説明は、4 ページをご確認ください。

令和7年度 市民税・県民税申告書

(令和6年分所得)

知多市長 様

提出年月日

年 月 日

現住所

1月1日現在の住所

フリガナ

氏名

生年月日

大・昭平・令

世帯主の氏名

世帯主からの続柄

家族又は継・妻

電話番号

個人番号

||| | ||| | ||| |

1 所得から差し引かれる金額に関する事項

2 社会保険料控除

3 生命保険料控除

4 地震保険料控除

5 障害者控除

6 寡婦控除

7 ひとり親控除

8 医療費控除

9 雑損控除

10 基礎控除

11 雑損控除

12 医療費控除

13 合計(12～24)

1 収入金額等

2 所得金額

3 雑損控除

4 所得から差し引かれる金額

5 合計(12～24)

17 所得がなかった方の記載欄

1 私 は 次の 者

氏名

住所

2 その他 (令和6年1月1日から令和6年12月31日までの生活状況)

時金 遺族年金 障害者年金 雇用保険

その他 (

※裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

所得がなかった場合の記入欄です。

どなたかに扶養されていた場合は、その方の氏名、続柄、住所をご記入下さい。

課税収入がなく、扶養されていなかった場合は、どのように生計を立てていらっしゃったかを、該当項目に○を付けるか、簡潔にご記入ください。

⑲障害者控除〈控除額＝26万、30万、53万〉

本人又は同一生計配偶者及び扶養親族のうちに障害者や介護保険の要介護認定を受けた65歳以上の者のうち、市長寿課から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた者等がいる場合に控除が受けられます。

区分	控除額	等級
障害者	26万円	身体3級～、精神2,3級、療育B,C表示
特別障害者	30万円	身体1,2級、精神1級、療育A表示
同居特別障害者	53万円	同居扶養親族が特別障害者の場合

※特別障害者の場合は、氏名を○で囲んでください。

※16歳未満の扶養親族にも、障害者控除は適用できます。

⑳配偶者（特別）控除〈控除額＝下表のとおり〉

昨年中の合計所得金額が1,000万円以下で、本人と生計を一にする配偶者を有する場合に、申告者と配偶者の合計所得金額に応じた控除が受けられます。

申告者の合計所得金額					控除種類
		900万以下	900万超 950万以下	950万超 1,000万以下	
配偶者の合計所得金額	～480,000	330,000	220,000	110,000	配偶者控除
	老人控除対象配偶者 S30.1.1以前生まれ	380,000	260,000	130,000	
	480,001～1,000,000	330,000	220,000	110,000	
	1,000,001～1,050,000	310,000	210,000	110,000	
	1,050,001～1,100,000	260,000	180,000	90,000	
	1,100,001～1,150,000	210,000	140,000	70,000	配偶者特別控除
	1,150,001～1,200,000	160,000	110,000	60,000	
	1,200,001～1,250,000	110,000	80,000	40,000	
	1,250,001～1,300,000	60,000	40,000	20,000	
	1,300,001～1,330,000	30,000	20,000	10,000	
	1,330,001～	0	0	0	

㉑扶養控除〈控除額＝33万、38万、45万〉

本人と生計を一にする扶養親族（合計所得金額48万円以下）がいる場合に控除が受けられます。

扶養親族	控除額
老人扶養親族 (S30.1.1以前生まれ)	38万円
同居老親等扶養親族 (老人扶養親族のうち、本人又は配偶者の直系専属で、本人又は配偶者のいずれかとの同居を常況とする者)	45万円
特定扶養親族 (H14.1.2～H18.1.1生まれ)	45万円
一般扶養親族 (H18.1.2～H21.1.1、S30.1.2～H14.1.1生まれ)	33万円

※年少扶養親族（H21.1.2以降生まれ）の方に対する扶養控除はありませんが、非課税限度額等の判断に必要ですので申告して下さい。

㉒基礎控除〈控除額＝15万、29万、43万〉

合計所得金額に応じて控除が受けられます。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

㉓雑損控除〈控除額＝次の①、②のいずれか多い金額〉

本人又は昨年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする配偶者その他の親族が、昨年中に災害、盗難、横領により住宅や家財等に損害を受けた場合に控除が受けられます。

①(損失金額-補てん金額)-(10万円か総所得金額等の10%のうち低い方)

②(災害関連支出の金額)-5万円